

東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金の出資基準に関する条例

平成 3 年 3 月 7 日

条 例 第 2 号

東総地区広域市町村圏事務組合同規約（昭和 46 年千葉県指令第 2072 号）第 17 条第 2 項の規定による関係市町が東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金へ出資する基準は、別表の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

東総地区ふるさと市町村圏基金出資基準

出 資 基 準	基 準 率
均 等 割	出資総額の 30%
人 口 割	出資総額の 70%

注 人口割の基準となる人口は、昭和 60 年度国勢調査人口による。